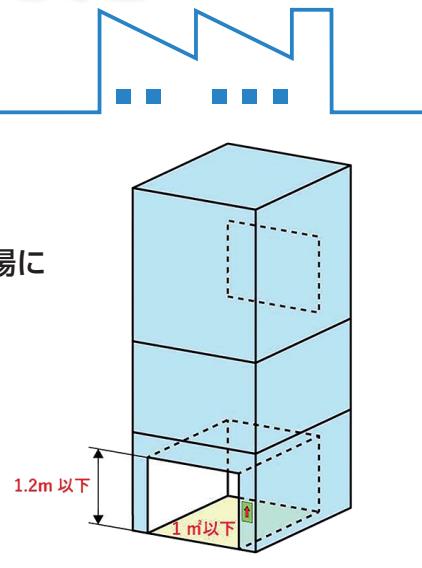


# 簡易リフトに関する 法令の手続が変わりました!

## 簡易リフトとは?

以下の項目の**全て**に該当する昇降機を指します。

- 物の製造、鉱業、建設工事、運送、貨物取扱いなどの事業の事業場に設置されている（労働基準法別表第1第1号～第5号）
- 船舶に用いられず、セリ上げ装置や一般公衆向けのものではない
- 荷物のみを運搬する
- かごの床面積が1m<sup>2</sup>以下又は天井の高さが1.2m以下
- 建設用リフトではない



令和7年11月1日より、**労働安全衛生法**で規制を受ける**簡易リフト**が、**建築基準法**（以下「法」という。）における**エレベーター又は小荷物専用昇降機**に係る規制の**対象外**となりました。本改正に伴い、簡易リフトについて、法に基づく確認申請、完了検査、定期報告の手続が変わりましたのでお知らせします。

## 簡易リフトの手続の主な変更点

●：必要 ×：不要

○：R7年11月1日以降、**建築物の確認申請図書**において、簡易リフトの構造詳細図等の提出は不要です

注1：簡易リフトのかご又は昇降路の位置を示す図書は必要です。

注2：簡易リフトであることを確かめるため、**自己申告書**又は**簡易リフト設置報告書の写し**の提出を求められる場合があります。

R7/10/31  
以前は  
簡易リフトも  
同じ手続！

	エレベーター又は小荷物専用昇降機			簡易リフト		
	建築物の新築時に設置 法第6条	設置済の建築物の用途変更 法第87条	既存建築物に後付け 法第87条の4	建築物の新築時に設置 法第6条	設置済の建築物の用途変更 法第87条	既存建築物に後付け 法第87条の4
確認申請図書の提出	●	●	●	○	○*	×
完了検査	●	×	●	○	×	×
定期検査		●			×	

※用途変更により、労働基準法に基づく工場等の事業場でなくなった場合、その事業場に設置されている昇降機は、建築基準法の規制対象となります。建築物所在地の特定行政庁にご確認ください。

## 1

# 建築物の新築時に簡易リフトを設置する際の提出物

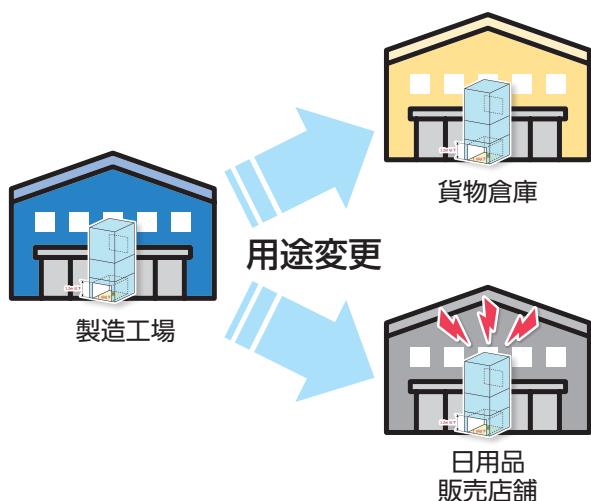
アの書類を指定確認検査機関又は特定行政庁に提出してください。

注：イの書類の提出を求められる場合があります。

簡易リフトの積載荷重	提出物
250kg未満の場合	ア 確認申請図書 (簡易リフトのかご又は昇降路の位置を平面図に記載したもの。以下同じ。) イ 簡易リフト自己申告書
250kg以上の場合	ア 確認申請図書 イ 簡易リフト自己申告書又は 簡易リフト設置報告書の写し (労働基準監督署に提出済みのもの)

## 2

# 建築物の用途変更時の留意点



確認申請を伴う建築物の用途変更（法第87条）を行う場合、提出物は上記①と同様です。

簡易リフトが設置されている建築物が労働基準法に規定する事業場（同法別表第1第1号から第5号までの事業に供されるもの）でなくなった場合、エレベーター又は小荷物専用昇降機として昇降機関係規定への適合が必要になり、確認申請等が必要な場合があります！

## 労働基準法

別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

## ✓ 容積率算定における取扱いについて

簡易リフトの昇降路部分の床面積は、建築物の容積率を算定する際の延べ面積に含みます。ただし、着床できない階（簡易リフトのかごが停止しない階）については、従前の通り床面積に算入いたしません。



## 問い合わせ先



国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 設備係 TEL.03-3591-8126